平成２９年４月１日

原子力規制委員会　殿

六ヶ所原子力規制事務所
統括原子力保安検査官　松本　尚

平成２９年度保安検査実施方針について

公益財団法人核燃料物質管理センター六ヶ所保障措置センターに対する平成２９年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

１．基本検査で実施する保安検査の内容

（１）マネジメントレビュー及び内部監査等の品質保証活動の適切性に係る検査

保安活動に係る品質保証活動が機能していることを監視するマネジメントレビュー及び内部監査等が適切に行われているか確認する。

（２）不適合管理の実施状況に係る検査

不適合管理、保安検査等において、事業者が改善するとした事項に対する是正処置の実施状況について確認する。

（３）保守管理の実施状況に係る検査

施設及び設備の老朽化が進む中、それを踏まえた点検・更新が必要であり、これらを把握するための巡視・点検や保守管理等が施設の状況を踏まえて適切に実施されているか確認する。

（４）非常時等の措置に係る検査

非常時要員が必要な力量に到達するための継続的教育・訓練の実施や、より実践的な訓練を行う等、実効的な教育・訓練が実施されているか確認する。また、計画外事象（警報発報、汚染、漏えい等のトラブル）が発生した際の初動対応を適切に実施するための教育・訓練の実施状況や、これらに係る手順書等の整備状況について確認する。

２．追加検査で実施する保安検査の内容
該当なし。

３．保安検査実施期間
（１）第１四半期：６月中旬
（２）第２四半期：９月中旬
（３）第３四半期：１２月中旬
（４）第４四半期：３月中旬